

防止予定区域管理票記載要領

I 共通事項

- ・反射板を含まない場合は、1無線回線ごとに管理票（1）を記入する。
- ・反射板を含む場合は、管理票（1）のほかに管理票（2）も記入する。
- ・記入欄が不足する場合は、適宜の様式で別途記入する。
- ・告示の内容が現状と相違する場合は、現状に合わせて記入し、併せて現状と相違する旨、備考欄に記入する。（例：住居表示相違）
なお、早急に無線局変更申請（届）の手続きをとること。

II 項目別記載要領

1 免許人名

- ・免許人名を漢字で記入

2 ルート番号

- ・記入不要

3 局番号

- ・原則として、局番号1の欄は親局に相当する局、局番号5の欄は子局に相当する局の情報を記入する。告示済み回線の場合は、局番号1の欄は告示の（一）の局、局番号5の欄は告示の（二）の局の情報を記入する。
- ・回線に反射板が含まれる場合は、反射板を挟む両端の無線局の何れかを局番号1とし、局番号1に近い反射板から順に局番号2、3、4とする。ただし、反射板の数は最大3までとする。

参考 無線局A ⇔ 反射板B ⇔ 反射板C ⇔ 反射板D ⇔ 無線局E
【局番号1】 【局番号2】 【局番号3】 【局番号4】 【局番号5】

告示では、同一の無線区間であっても反射板を含む場合は、A～B、B～C、C～D、D～Eの区間ごとに別に指定している。

4 固定局名（漢字）・反射板名（漢字）

- ・固定局又は反射板の名称を漢字で記入 例：K T B熊本

5 固定局名（カナ）・反射板名（カナ）

- ・固定局又は反射板の名称をカナで記入 例：ケイテイビイクマモト

6 使用周波数

- ・MHz単位で7桁記入（最低周波数を記入） 例：1 2 3 4 5. 1 2 MHz

7 占有周波数帯幅

- ・MHz単位で4桁記入 例：12.12MHz

8 設置場所住所

- ・都道府県名から住所を記入。住所表記方法は、「丁目、番地、号」等による表記又はハイフン「-」表記のいずれかでも構いませんが、表記方法をどちらかに統一すること。

注：各局に複数の空中線がある場合、以下の空中線関係の各項目は、送信用又は受信用の空中線ごとに空中線高が最も低いものを対象に記入すること。なお、空中線により位置関係の項目が異なる場合は適宜の様式により、別途、記載すること。

9 空中線位置又は反射板位置

- ・空中線又は反射板の位置を世界測地系の経度及び緯度で記入する。

① 緯度経度を選択した場合

小数点以下第3位(秒未満)まで記載する。

例：E 130° 42' 07" 827

N 32° 48' 10" 332

- ・上記の位置が個別のアンテナ（反射板）の位置の場合は「個別」に、鉄塔中心の位置の場合は「代表（鉄塔中心）」にチェックをつけること。

② XY座標値を選択した場合

- ・空中線又は反射板の位置を、日本国内の平面直角座標系原点からの南北方向及び東西方向の距離で記入する。（m単位、9桁）

- ・小数点以下第2位まで記載する。

- ・原点の番号 空中線又は反射板の位置が含まれる座標系原点の番号を記入

九州の場合、長崎県及び鹿児島県の一部が「1」、それ以外の県は「2」

例：原点 2 X -21820.80m

Y -27891.77m

注 「空中線位置又は反射板位置」は、10の東経北緯又は11のXY座標値の何れか一方のみ記入すればよい。

10 下り方向

① 空中線口径

空中線の直径を記入する。

② 空中線種別等

- ・送信空中線及び受信空中線種別それぞれの種別を表す記号（パラボラ：P、ホーン

リフレクタ：H) を記入する。

- ・ (偏波) には、偏波を表す記号 (水平：H、垂直：V、左旋：L、右旋：R、水平垂直：X) を記入する。

例：送信空中線 P → (偏波 H) → 受信空中線 P

③ 空中線地上高又は反射板地上高

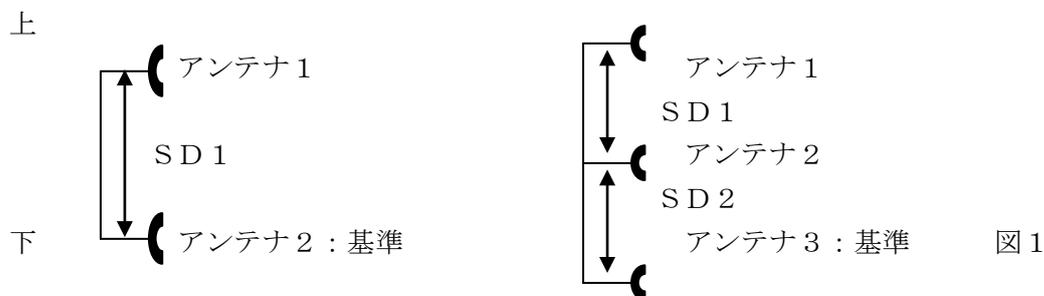
- ・ 地上から空中線の中心位置までの高さを小数点以下第2位まで記載する。

④ 空中線海拔高又は反射板海拔高

- ・ 平均海水面から空中線の中心位置までの高さを小数点以下第2位まで記載する。

⑤ SD間隔

- ・ スペースダイバーシティ方式 (図1) の場合に上下のアンテナ間の距離を記入する。
- ・ 間隔については、最上部に設置される空中線から一番近傍にある空中線までの間隔距離を小数点以下第2位まで記載する。
- ・ 上り方向、下り方向の別、送信SD、受信SDの別に対応して、該当欄に記入する。

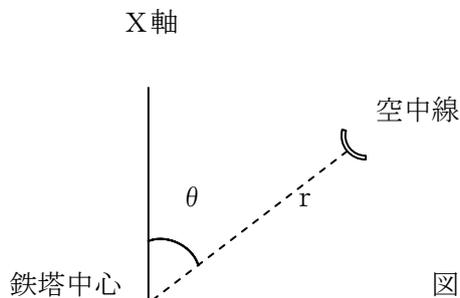


⑥ 空中線中心補正值

- ・ 空中線位置の個別、代表の別が「代表」の場合に、個別の空中線の位置を示すための補正值であり、鉄塔中心から個別の空中線の位置までの距離をm単位で記入する。(図2のr)

⑦ 空中線中心補正角

- ・ 空中線位置の個別、代表の別が「代表」の場合に、個別の空中線の位置を示すための補正值であり、X軸 (真北) からの方位角を記入する。(図2の θ)



一つの鉄塔に複数の空中線が取り付けられているとき、個別に座標値を求めないで、中心となる点の座標を与え、これよりベクトル的に求める

図2

⑦ X値補正值

- ・空中線位置の個別、代表の別が「代表」の場合に、鉄塔中心から個別空中線の位置までのX座標値の補正值を、m単位で記入する。

例：＋1 2 3 . 1 2 3 m

⑧ Y値補正值

- ・空中線位置の個別、代表の別が「代表」の場合に、鉄塔中心から個別空中線の位置までのY座標値の補正值を、m単位で記入する。

例：－1 2 3 . 1 2 3 m

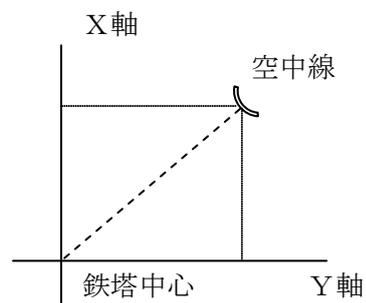


図3

注 「空中線の中心値」は、⑤「補正值」及び「⑥補正角」又は「⑦X値補正值」及び「⑧Y値補正值」の何れか一方のみ記入すればよい。

11 上り方向

- ・空中線が下り方向と同一の場合は、「下り方向に同じ 」にチェックを入れ、以下の項目は空白とする。異なる空中線を使用する場合は、各項目を13と同様に記入する。

12 AD識別

- ・アナログ：A デジタル：D

13 伝送方式

- ・例：1 6 Q 5 2 M、2 5 6 Q 1 0 4 M、6 4 Q A M 等

14 局間距離

- ・局間距離については、工事設計書の値を記載する。

15 指定範囲

- ・指定を希望する区域の、伝搬障害防止区域が始まる地点及び伝搬障害防止区域が終わる地点の局番号1からそれぞれの地点までの距離を少数点以下第3位まで記載する。
- ・指定区間が連続していない場合は、複数に分けて記入する。

例： 0 . 0 0 0 k m ～ 3 . 0 5 0 k m
4 . 1 0 0 k m ～ 6 . 0 0 0 k m

16 告示・番号

- ・新規に指定を受ける場合は記入不要。指定を変更又は解除する場合は、当該告示の年月日及び番号を記入すること。